

事業主いくら負担？

未手続きで重大事故

問

業務上災害が発生したときの企業のリスクを考えていて、労災保険では「事業主からの費用徴収」という仕組みがあることを知りました。たとえば、保険関係成立届を提出しないまま、死亡事故などを起こしてしまうと、徴収額が積み重なっていくのでしょうか。

保険給付の4割上限に

答

条文から確認していきましょう。事業主の費用徴収に関する条文は、労災法 31 条 1 項にあります。3 パターンあり、1 号が保険関係成立届を提出していなかった未手続き期間中の事故、2 号が保険料滞納期間中の事故、そして 3 号が事業主の故意または重大な過失による事故です。未手続き（1 号）のときの徴収金は保険給付の 4 割相当、事業主の故意または重大な過失（3 号）は 3 割相当、保険料滞納（2 号）は滞納率が関係してきますが上限は 4 割相当としています。2 号と 3 号が同時に存する場合、いずれか高い方の額をもって徴収金とします（昭 47.9.30 基発 643 号）。1 号と 3 号が同時に存する場合ですが、1 号事案に該当する事由に対応する額をもって徴収金の額とする（平 30.5.21 基発 0521 号第 3 号）とあります。高い率を適用するというイメージです。費用徴収は、保険給付の都度行われます。（労災法コンメンタール）。